認定こども園大川こども園　園則（運営規程）

（施設の目的）

第１条　社会福祉法人大川福祉会が設置する認定こども園大川こども園（以下「当園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満３歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　人間的成長発達を目指す生涯教育としての教育・保育を展開し、地域の乳幼児の福祉増進のため、積極的に関与する。

（名称及び所在地）

第３条　当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

⑴　名　称　幼保連携型認定こども園大川こども園

⑵　所在地　鹿児島県南九州市頴娃町別府６５９７番地３

（入園資格）

第４条　当園に入園することができる者は、満３歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満３歳未満の保育を必要とする子どもとする。

（提供する教育・保育の内容）

第５条　当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成 20 年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年告示）、保育所保育指針（平成 20 年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

（子育て支援）

第６条　当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

２　当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

（１）子育て支援事業
（２）教育・保育相談事業

（職員の職種、員数及び職務内容）
第７条　当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、南九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例で定める配置基準以上で、かつ南九州市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

⑴　施設長（園長）　１人
園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。

⑵　主幹保育教諭　　２人
園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

⑶　保育教諭
園児の受入状況等により、鹿児島県幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１０月１０日条例第５４号）に規定する基準以上
保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

⑷　栄養士及び調理員　２人
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

⑸　園医　１人
園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

⑹　園歯科医　１人
園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

⑺　園薬剤師　１人
園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

⑻　事務職員　　１人
園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

（学年及び学期）

第８条　当園の学年は、４月１日に始まり、翌３月３１日に終わる。

２　１年を次の３学期に分ける。

第１学期　　４月１日から７月 31 日まで

第２学期　　８月１日から 12 月 31 日まで

第３学期　　１月１日から３月 31 日まで

（教育・保育の提供を行う日）

第９条　当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び翌年１月１日から１月３日及び年度末３月 30 日から 31 日を除く。並びに園長が定める日を除く。

２　支援法第 19 条第１項第１号の子ども（以下「１号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

⑴　土曜日

⑵　夏季休業　７月１０日から８月３１日までの間において２５日間

⑶　冬季休業　１２月２０日から１月３１日までの間において２５日間

⑷　春季休業　卒園式の翌日から始業式の前日までの間

⑸　園長が定める日

（教育・保育を提供する時間）

第 10 条　保育を提供する時間は次のとおりとする。

⑴　教育標準時間認定に関する教育時間

当園の年間の教育及び保育週数は３９週以上とし、１日の教育及び保育週数は４時間以上とするが定める次の時間帯とする。

月～金　午前９時００分から午後１時００分までとする。

⑵　保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金　午前７時００分から午後６時００分までとする。

土　　午前７時００分から午後６時００分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11 時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

⑶　保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金　午前９時００分から午後５時００分までとする。

土　　午前９時００分から午後５時００分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（８時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（８時間）の間に延長保育を提供する。

⑷　開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金　午前７時００分から午後７時００分までとする。

土　　午前７時００分から午後７時００分までとする。

（利用料その他の費用等）

第11条　支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、当園に支払うものとする。

２　当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により、教育・保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第２８条２項第１号に規定する内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講ずるものとする。

３　前２項に定めるもののほか、別表２に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

（利用定員）

第12条　利用定員は、次のとおりする。

クラス	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
１号定員	－		－	15人		
２号定員	－	－	－	２人	２人	３人
３号定員	３人	10人		－	－	－

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第13条　当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた１号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

⑴ 利用定員に空きがない場合

⑵ 利用定員を上回る利用の申込があった場合

⑶ 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

２　１号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

⑴ 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

⑵ 当福祉会に勤務している職員の子どもの場合は、前号の次に優先して入園させる。

⑶ その他の者は面接等により選考し、入園させる。

３　支援法第19条第１項第２号の子ども（以下「２号子ども」という。）及び支援法第19条第１項第３号の子ども（以下「３号子ども」という。）については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

４　当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

５　退園又は休園しようとする１号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

６　当園の利用２号子ども及び３号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

⑴ 「子ども・子育て支援法施行規則」第１条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消ししたとき

⑵ 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。

⑶ 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

⑷ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

（成績の評価）

第14条　満３歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

（修了）

第15条　園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

（緊急時等における対応方法）

第16条　当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2　教育・保育の提供により事故が発生した場合は、南九州市役所及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3　園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第17条　当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

2　当園は、前項における訓練の結果を踏まえて、計画等の検証及び見直しを行うこととする。

（子どもの人権の擁護・虐待の防止のための措置）

第18条　当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2　同条第1項第2号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条に規定する行為をいう。

3　当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、南九州市役所・児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情対応）

第19条　当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2　苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3　苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（安全対策と事故防止）

第20条　当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故を防止するための体制を整備する。

2　事故発生防止のための職員に対する研修を実施する。

3　当園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

4　事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、適切な機関にも報告する。

（健康管理・衛生管理）

第21条　当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2　当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（保護者に対する支援）

第22条　当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2　当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

（秘密の保持）

第23条　当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

2　子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3　連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

4　職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

（記録の整備）

第24条　当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

（１）教育・保育の実施に当たっての計画　　５年間保存
（２）提供した教育・保育に係る提供記録　　５年間保存
（３）市町村への通知に係る記録　　５年間保存
（４）支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録　　５年間保存
（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　　５年間保存
（６）保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録
当該児童が小学校を卒業するまでの間保存
（学籍に関する記録については 20 年間保存）

（その他運営についての重要事項）
第 25 条　この規程の定めるもののほか、運営に関する重要事項は当園の園長が定めるものとする。

附則
この規程は平成 30 年４月１日から施行する。
この規定は令和元年 10 月１日から施行する。
この規定は令和３年４月１日から施行する。

別表（利用料及びその他の料金表）

◯保育・教育提供に要する実費にかかる利用者負担金

対　　象	内容、負担を求める理由及び目的	金　　額
全園児	給食費用	月額　5,100円 （内訳） 副食費 4,500円 主食費　600円
新１号認定 新２号認定 新３号認定	預かり保育　7:00～9:00 13:00～18:00	日額 450円
満３歳児で 新３号認定以外	預かり保育　7:00～9:00 13:00～18:00	日額 450円
全園児	延長保育　18:00～19:00	日額 10円

料金体制が変更となる場合がございます。

◯その他の利用者負担等

その他の利用者負担が必要な場合は、「入園のしおり」「園だより」を通じてご説明、お願いをいたします。

例　３歳児以上の体操服等の実費等
　　親子遠足等にかかる園児以外の参加者にかかる実費等